

訪問サポートサービス利用規約

東近江ケーブルネットワーク株式会社

第1条(総則)

東近江ケーブルネットワーク株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する訪問サポートサービス(以下、「本サービス」といいます。)について、以下のとおり利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定めるものとします。

第2条(本規約の適用)

本規約は、当社が契約者の利用場所に訪問し、パソコンおよび関連機器の設置接続調整、その他ソフトの導入設定などを行うサービスで、当社インターネットサービスの利用に際して適用されるものとします。

第3条(本サービスの利用申込み)

本サービスの利用を希望する者は、あらかじめ本規約の内容を承諾したうえで当社所定の手続きを行って当社に申し込むものとします。

第4条(提供区域)

本サービスの提供区域は滋賀県東近江市内において、当社インターネットサービスの提供を受けた住宅または事業所に限るものとします。

第5条(本サービスの利用申込みの承諾)

当社は、本サービス申込者が以下のいずれかに該当する場合、その申込みの承諾を行わないことがあります。

- (1) 申込書の内容に虚偽の事実がある場合またはその恐れがある場合
 - (2) 当社インターネットサービスの契約者でない場合
 - (3) 本サービスのサービス提供区域外の場合
 - (4) 未成年者で保護者の同意を得ていない場合
 - (5) その他、当社が本サービスを利用することが適当でない判断した場合
2. 当社は、本サービス利用申込みの承諾後であっても、本サービス申込者が前項のいずれかに該当すると判断した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第6条(本サービスの対象)

- パソコンなどに関して以下の各号を満たしているものを対象とします。
- (1) 利用するパソコンのOSが、Windows8.1・Windows10もしくはそれ以降のもの、mac OS Sierra(10.12)以降もしくはそれ以降の日本語版がプリインストールされている。
 - (2) 完成品として市販され、製品メーカーが現在もサポートしている。
 - (3) 付属のマニュアルおよびリカバリー用メディアが用意されている。
 - (4) 正規のライセンスおよびプロダクトIDが用意されている。
2. タブレット・スマートフォンに関して以下の各号を満たしているものを対象とします。
- (1) 利用するタブレット・スマートフォンのOSが、Android4.4以降のもの、iOS8以降の日本語版がプリインストールされている。
 - (2) 当社が提供している又は、完成品として市販され、製品メーカーが現在もサポートしている。
3. ソフトウェアに関して以下の各号を満たしているものを対象とします。
- (1) 利用するOSで正常に稼働することが確認されている。
 - (2) 完成品として市販され、製品メーカーが現在もサポートしている。
 - (3) 正規のライセンスおよびプロダクトIDが用意されている。
 - (4) 付属のマニュアルが用意されている。
4. パソコン・タブレット・スマートフォンの周辺機器に関して以下の各号を満たしているものを対象とします。
- (1) 利用するパソコン・タブレット・スマートフォンとそのOSで正常に稼働することが確認されている。
 - (2) 完成品として市販され、製品メーカーが現在もサポートしている。
 - (3) 付属のマニュアルおよび利用するパソコン・タブレット・スマートフォンのOSに適したドライバーが用意されている。
5. インターネット接続に関して以下の各号を満たしているものを対象とします。
- (1) 必要な通信環境および機器が一式揃っている。
 - (2) 接続設定および接続後の利用に支障のない機器およびソフトウェアである。

第7条(利用料金)

本サービスの料金は、当社または当社が別途指定する委託業者(以下、「工事業者」といいます。)所定のものとなります。

第8条(利用料金の支払い)

本サービスの利用者または本サービスの契約者は、前条の料金を当社または工事業者が指定する所定の方法でお支払いいただくものとします。

第9条(免責事項)

- 契約者のパソコンなどに保存されているデータなどのバックアップは契約者自身で実施するものとし、本サービスを提供するにあたり、データなどが消失した場合でも当社および工事業者はいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社が本サービスの提供により生じた契約者の被害について、当社および工事業者の故意又は重大な過失があることが明らかである場合を除き、当社および工事業者はいかなる責任も負わないものとします。
 3. 本サービスは契約者の宅内外の環境により接続設定などができない場合があり、接続設定など

を保証するものではありません。また、接続設定などができなかった場合においても、本サービスの実施による料金を本サービスの利用者または契約者にお支払いいただくことがあります。

4. 本サービスの作業を実施するにあたり以下のいずれかに該当することが判明した場合、契約者の承諾なく本サービスの実施を中止または中断できるものとします。
 - (1) 本サービスの対象外の作業を要求された場合
 - (2) 違法コピーなど違法行為となる作業を要求された場合
 - (3) 契約者の責により作業に必要な機器やソフトウェアなどの環境が整っていない場合
 - (4) 作業に必要な機器やソフトウェアなどが不具合により正常に動作しない場合
 - (5) 作業に必要な機器やソフトウェアなどが不正に改造されている場合
 - (6) 契約者が作業に際して必要な同意事項に同意されない場合
 - (7) 作業に必要な機器やソフトウェアなどがパスワードで設定されており、契約者がパスワードを解除できない場合
 - (8) パスワードなど、作業に必要な情報を開示いただけない場合
 - (9) その他、当社および工事業者が作業の実施が不可能と認める場合

第10条(権利の譲渡)

契約者が本規約に基づいて提供される本サービスの権利を第三者に譲渡することはできません。

第11条(個人情報の取り扱い)

- 当社は、本サービス提供に際して知り得た契約者に関する個人情報(以下、「個人情報」といいます。)について、当社のプライバシー・ポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に必要な個人情報を工事業者などの再委託先に提供できるものとします。
 3. 当社は、前項を含め、法令により例外として扱われる場合を除き、契約者の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しないものとします。

第12条(合意管轄)

当社と本サポート契約者の間で訴訟の必要が生じた場合は、大津地方裁判所をもって合意のうえの専属管轄裁判所とします。

第13条(準拠法)

本規約および契約者と当社との関係における準拠法は日本法とします。

以上

附則

- 1) 平成24年5月1日 制定
- 2) 平成26年5月1日 改定
- 3) 平成27年2月1日 改定
- 4) 平成27年10月1日 改定
- 5) 平成28年2月1日 改定
- 6) 平成29年4月1日 改定
- 7) 平成31年4月1日 改定
- 8) 令和2年4月1日 改定